

令和 2年 2月 13日
広島市長 松 井 一 實
(道路交通局道路部街路課)

広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価結果について

このことについて、令和元年12月16日に開催された「令和元年度第1回広島市公共事業再評価審議会」の審議結果及び令和2年2月13日に決定した対応方針を次のとおり公表します。

1 再評価の概要

事業種別	事業名	事業箇所	対応方針案	再評価審議会の審議結果	対応方針	対応方針の理由及び今後の方針
街路事業	都市計画道路 中筋温品線 (1工区)	安佐南区 中筋三丁目 ～ 安佐北区 口田南一丁目	事業継続	【審議結果】 事業継続を 妥当と認める。	事業継続	中筋温品線(1工区)は、都心を通過する自動車交通の分散を図る環状型道路の一部を構成するとともに、地区内の交通の円滑化や安全な生活環境の確保、また、橋りょう整備による太田川の両岸地区を結ぶ路線として、整備効果の発現が見込まれ、地域住民の早期整備の要望も強い。 以上のことから、引き続き事業を推進する。
街路事業	都市計画道路 中筋温品線 (6工区)	東区 中山東三丁目 ～ 東区 温品一丁目	事業継続	【審議結果】 事業継続を 妥当と認める。	事業継続	中筋温品線(6工区)は、都心を通過する自動車交通の分散を図る環状型道路の一部を構成するとともに、地区内の交通の円滑化や安全な生活環境の確保する路線として整備効果の発現が見込まれ、地域住民による早期整備の要望も強い。 以上のことから、引き続き事業を推進する。

街路 事業	都市計画道路 段原蟹屋線外 1	(段原蟹屋線) 南区 段原四丁目 ～ 南区 西蟹屋四丁目 (駅前大州線) 南区 西蟹屋四丁目 ～ 南区 西蟹屋一丁目	事業 継続	【審議結果】 事業継続を 妥当と認め る。	事業 継続	段原蟹屋線外 1 は、デルタ市街地東部の道路ネットワークを強化するとともに、健全な市街地の形成に貢献する路線である。段原蟹屋線は、既に完成し、駅前大州線においても残事業が残りわずかとなっており、増加する需要に対応するため、早期完成が必要な状況にある。 以上のことから、引き続き事業を推進する。
街路 事業	都市計画道路 吉島観音線外 1	(吉島観音線) 中区 西川口町 ～ 西区 南観音二丁目 (駅前観音線) 西区 南観音二丁目 ～ 西区 南観音三丁目	事業 継続	【審議結果】 事業継続を 妥当と認め る。	事業 継続	吉島観音線外 1 は、デルタ市街地内における道路ネットワークの強化及び都心を通過する自動車交通の分散を図る環状型道路の一部を構成するとともに、緊急時の避難路を確保する路線である。 吉島観音線は既に平成 26 年度に完成しており、駅前観音線においても増加する需要に対応するため早期完成が必要な状況にある。 以上のことから、引き続き事業を推進する。

街路事業	広島市東部地区連続立体交差事業	安芸区 船越南三丁目 ～ 南区 東青崎町	事業継続	【審議結果】 事業継続を 妥当と認め る。	事業継続	広島市東部地区連続立体交差事業は、本市の東部地区（南区・安芸区）と府中町、海田町において、地区の中央を通るＪＲ山陽本線及び呉線により市街地が分断され、踏切遮断による交通渋滞が生じるなど、都市機能が阻害されている。 このため、広島県と広島市が一体となって、この地区の鉄道と道路を立体交差化するとともに、東西幹線道路などの関連街路を整備することで、交通の円滑化や南北市街地の一体化、踏切の安全確保を図るものであり、地元住民からの期待も高く、また、既に事業に着手している向洋駅周辺における土地区画整理事業など関連する事業への影響を配慮し、できるだけ早期の完成を目指すこととしている。 以上のことから、引き続き事業を推進する。
------	-----------------	----------------------------------	------	--------------------------------	------	--

2 その他

再評価審議会に提出した資料及び再評価審議会の会議要旨は、広島市公文書館、広島市道路交通局道路部街路課及び広島市都市整備局都市計画課でご覧いただくことができます。

令和 2年 2月13日
広島市長 松 井 一 實
(道路交通局道路部道路課)

広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価結果について

このことについて、令和元年12月16日に開催された「令和元年度第1回広島市公共事業再評価審議会」の審議結果及び令和2年2月13日に決定した対応方針を次のとおり公表します。

1 再評価の概要

事業種別	事業名	事業箇所	対応方針案	再評価審議会の審議結果	対応方針	対応方針の理由及び今後の方針
道路事業	一般県道伴広島線	佐伯区 五月が丘一丁目 ～ 西区己斐上三丁目	事業継続	【審議結果】 事業継続を妥当と認める。	事業継続	佐伯区側の約1.1km及び、西区側の約0.62kmの合計約1.72km区間については整備済みであり、安全性・走行性が大きく改善されたところであるが、西区側の未整備区間の約0.81kmは、現道が狭く道路線形も非常に悪いなど、依然として交通の隘路となっていることから、当区間における安全で円滑な交通の確保を図るため、また、現在開発事業中の石内東地区と広島市都心部のアクセス向上を図るため、引き続き早期完成に向け努力していく。

2 その他

再評価審議会に提出した資料及び再評価審議会の会議要旨は、広島市公文書館、広島市道路交通局道路部道路課及び広島市都市整備局都市計画課でご覧いただくことができます。